

2019年3月4日

株主の皆様へ

株式会社エボラブルアジア

第12期期末配当に関するお詫び及び補足説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、昨年12月25日を効力発生日として株主様にお支払いしました当社第12期期末配当金の一部が、「その他資本剰余金」を原資とする「資本の払戻し」に該当し、「配当所得(みなし配当を含む)」に あたらない部分がありましたのでご案内申し上げます。^{※1}。一方、これまでの配当お支払いの過程で、資本の払戻しに相当する部分に関しまして、証券保管振替機構への交付金金銭等情報通知が遅延したことを起因として、一部の株主様に関してほふり制度の参加者(証券会社等)を通じ、誤って源泉徴収を行っている事象が生じていることが判明いたしました。

源泉徴収した金額相当分の追加のお支払いにつきましては、各株主様の配当金受取方法(①～③)に応じ以下のとおりお支払いいたします。また、正しい内容の配当金計算書を同封いたしますのでご確認をお願いします。

株主様には多大なご迷惑をおかけしたことお詫び申し上げます。

① 証券会社で配当金をお受け取りの株主様(株式数比例配分方式)

NISA口座で株式を買付け、比例配分方式で配当金をお受け取りの株主様におかれましては、源泉徴収が行われておりませんので、追加でのお支払いはございません。NISA口座以外で株式を買付け、配当金をお受け取りされた株主様につきましては、お取引の証券会社にお問い合わせください。

② 銀行口座振込の株主様

同封の「お振込先について」に記載の株主様の口座へ3月5日(火)にお振込いたします。

③ ゆうちょ配当金領収証の株主様

同封の「振替払出証書^{※2}」を最寄の郵便局等にご提出いただき、お受け取りください。

※1 今回の配当金は、「その他資本剰余金」を原資とした「資本の払戻し」に該当し、所得区分が「みなし配当」部分と「みなし配当以外」の部分とに分かれます。「みなし配当」部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」の部分については、「みなし譲渡損益」が発生することとなり、税務上の配当所得にはあらず、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもならないため、確定申告の際はご注意ください。なお、今回の配当につきましては「みなし譲渡損失」が発生することとなりますので、確定申告をすることで損益通算をすることができます。

詳細につきましては次頁以降をご確認ください。

※2 一部の株主様は「普通為替証書」の場合がございます

敬具

第12期期末配当の税務上の取扱いに関するご説明

株主の皆様が保有されている当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情により異なりますので、下記の「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、お手数をおかけいたしますが、お取引の証券会社、税理士等にご相談くださいようお願いいたします。

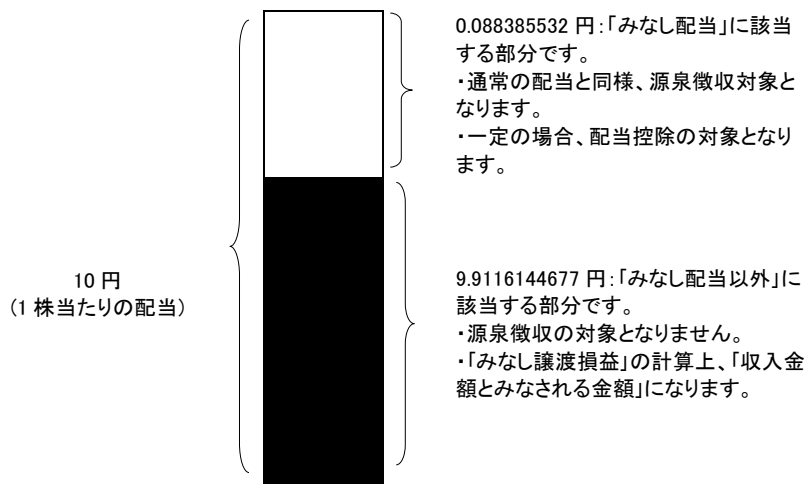
なお、既に本年の確定申告を終えられた株主様におかれましては、確定申告の修正が必要となる場合がございますので、税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

記

● 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

1. 今回の配当金の所得区分について(所得税法第24条、第25条等)

- 今回の配当金は、「資本剰余金」を原資としているため、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。この配当金の所得区分は、税法の規定により、「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。
- 「みなし配当」に該当する部分は、税務上の配当所得として扱われ、所得税等を源泉徴収いたします。
- 「みなし配当以外」の部分につきましては、「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。具体的には次のようになります。(1株の場合)



2. みなし譲渡損益について(租税特別措置法第37条の10)

- 税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
- 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が譲渡所得等に該当いたします。

今回の配当では、みなし配当額は「0.088385532円」、純資産減少割合は「0.062」となります。

① 収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額(「0.088385532円」)
----------------	---	-----------------------	---	------------------------

$$\begin{array}{l} \text{② 取得価額} = \text{従前の取得価額の合計額} \times \text{純資産減少割合} \\ \text{（「0.062」）} \\ \text{③ みなし譲渡損益} = \text{① 収入金額とみなされる金額} - \text{② 取得価額} \end{array}$$

【例】当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合

- ① 収入金額とみなされる金額 = 10円 (1株当たり配当額) × 100株 - 8.8385532円 = 991円
 - ② 取得価額 = (1,000円 × 100株) × 0.062 (純資産減少割合) = 6,200円
 - ③ みなし譲渡損益 = 991円 (①) - 6,200円 (②) = ▲5,209円
- ※具体的なみなし譲渡損益の計算については、税理士等にご相談ください。

「みなし譲渡損失」は、他に上場株式等の譲渡利益や上場株式等の配当等がある場合には、損益通算をすることができます。なお、損益通算をしてなお損失が生じている場合には、毎年確定申告することにより、翌年以降3年間繰り越すことができます。繰り越した譲渡損失は、翌年の上場株式等の譲渡利益と相殺でき、翌年の上場株式等の譲渡利益に係る税金がその分軽くなります。詳しくは税理士等にご確認くださいませようお願い申し上げます。

3. 取得価額のお取扱いについて(所得税法施行令第114条第1項)

- ・ 税法の規定により、株主の皆様当社の株式の取得価額が調整されます。
- ・ 調整式は以下のとおりとなります。(純資産減少割合は「0.062」となります。)

「特定口座」をご利用でない場合は、以下の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

$$\text{② 1株当たりの新しい取得価額} = \text{1株当たりの従前の取得価額} - \left(\text{① 1株当たりの調整金額} \times \text{純資産減少割合（「0.062」）} \right)$$

【例】当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合

- ① 1株当たりの調整金額 = 1,000円 × 0.062 (純資産減少割合) = 62円
- ② 1株当たりの新しい取得価額 = 1,000円 - 62円 (①) = 938円
- ③ 新しい取得価額 = 938円 (②) × 100株 = 93,800円

※証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご相談ください。

4. 個人の株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合(資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合)	0.062 (小数点以下第3位未満切り上げ)

5. 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	2018年12月25日
その支払いに係る基準日における発行済株式の総数(自己株式を除く)	17,707,966株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	1株当たり0.088385532円 (小数点以下第10位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.062 (小数点以下第3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	177,079,660円

6. その他の参考情報

今回の配当(「利益剰余金」を原資とせず「資本剰余金」を原資とする)に伴い、株主の皆様において通常(「利益剰余金」を原資とする配当)と異なる処理が必要となる事項について

(1)「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

税務上の「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」の課税については、特定口座での計算対象に含まれるかどうか、お取引の証券会社にご確認くださいませようお願いいたします。

(2)「取得価額」の調整が必要になります。

特定口座の場合、お取引の証券会社が取得価額の調整を行います。証券会社によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社にご相談ください。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様個々の事情によって異なりますことから、すべてを網羅するわけではございません。ご不明な点につきましては、末筆のお問い合わせ先までご相談くださいますようお願い申し上げます。

このお知らせは、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、大切に保管くださいますようお願いいたします。

なお、このお知らせは、当社ホームページ上にも掲載いたします。

掲載先：<http://www.evolableasia.com/>

<本件に関するお問い合わせ先>

(1) 税務申告等に関するご照会、ご相談

⇒税理士等にご相談ください。

(2) 特定口座の取得価額の調整に関する具体的なお照会

⇒お取引の証券会社にご相談ください。

(3) 株主様の配当金受領に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-923-861(専用フリーダイヤル)

平日9時00分～17時00分

(土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます)

以上